

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

別表一及び六の項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改め、同表十の項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、同表十一の項中「総務局財務部税務課」を「リ」に改め、同表十二の項中「総務局財務部情報政策課」を「総務局税務課」に改め、同表十三の項中「企画振興局政策企画部国際課」を「地域政策局国際課」に改め、同表十四の項中「健康福祉局社会福祉部社会援護課」を「健康福祉局社会援護課」に改め、同表二十三の項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改め、同表二十四の項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、同表四十九、五十四及び五十七の項中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改め、同表八十の項中「総務局財務部税務課」を「総務局税務課」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「総務局総務管理部総務課長」を「総務局総務課

長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。